

平成28年5月12日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」に対する  
意見

今般、標記意見募集に対する財務諸表作成者および利用者としての立場からの意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

国際的な会計基準開発の進展を踏まえ、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行うことは、会計基準の体系整備の観点で我が国会計基準の高品質化に資するものであり、賛同する。

基準開発の検討に当たっては、以下のとおり、明確化の必要性や適用上の課題が想定されるため、十分な配慮をお願い致したい。

### 1. 総論

#### ○適用範囲の明確化

「顧客との契約から生じる収益（IFRS第15号およびASC Topic 606）」（以下、「IFRS第15号」という。）では、IFRS第15号の適用対象外となる取引を限定列挙している<sup>1</sup>。

包括的な収益認識基準（以下、「新基準」という。）の開発にあたっては、IFRS第15号で適用対象外として限定列挙されている取引について、新基準の適用対象から除外されることを明確にしていきたい。

#### ○重要性の考慮

少額な取引等、重要性がない取引、および開示に重要性がない場合については、IFRS第15号の規定どおり処理および開示を行うことは、コストベネフィット

---

<sup>1</sup> IFRS 第15号 第5項 (a)～(d)

トの観点から有益ではない。したがって、新基準開発に当たっては、「本会計基準のすべての項目について、財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮される。」<sup>2</sup>旨の内容を含める等、重要性の適用が可能であることを明示していただきたい。

## 2. 各質問に対するコメント

### ○質問3に対する意見

【論点4】追加的な財またはサービスに対する顧客のオプション（ポイント制度）

本邦においては、多岐にわたる業種でポイント制度が採用され、様々な取引や会計処理が行われてきたことを踏まえると、実務のパターンが複雑化しているものと考えられる。円滑な基準適用・企業間の比較可能性を担保するためには、基準内に詳細なガイダンスが必要と思われるため、その一環として、新基準の中で、具体的な事例およびその処理等を提示していただきたい。

【その他の論点】金融サービスに対する手数料（融資関連手数料）

IFRS第9号B5.4.1項～B5.4.3項では、金融サービスに対する手数料（融資関連手数料）について、金融商品の実効金利の不可分の一部であるか否かを識別し、不可分の一部である場合にはIFRS第9号にもとづいて実効金利の調整として扱い、そうでない場合にはIFRS第15号に従って会計処理される、と記載されている。他方、日本基準では、金融商品会計基準等において金融サービスに対する手数料に関して「実効金利の不可分の一部」といった概念は存在しておらず、また、IFRS第9号の日本基準への導入についても現在検討が行われていない。そのため、IFRS第9号にもとづいて実効金利の調整として扱う部分を日本基準ではどのように取り扱うのかを検討することなくIFRS第15号を新基準に導入した場合、金融サービスに対する手数料に関する会計処理がかえって曖昧になる虞がある。したがって、将来的に金融商品会計基準等の見直しの要否の検討が行われるまでは、当面の取扱いとして、金融商品の実効金利の不可分の一部という概念を導入せずに、金融サービスに対する手数料すべてについては、新基準の範囲に含めるべきと考える。

### ○質問5（開示（注記事項））に対する意見

IFRS第15号第110項において「開示要求の目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者

---

<sup>2</sup>企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第35項

が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」と記載されている。その一方で、「財務諸表の表示」(IAS第1号)第31項において、「IFRSで要求されている具体的な開示がもたらす情報に重要性がない場合には、当該開示を提供する必要はない」と記載されており、開示目的に見合った取引があったとしても、重要性がない場合には開示する必要はなく、企業による注記事項の開示要否について重要性の判断が可能となっている。日本基準には、IAS第1号のような開示の包括規則は存在しないことから、IFRS同様、注記について、重要性の判断が可能であることを明示するために、「重要性が乏しい場合を除き、〇〇を注記する。」<sup>3</sup>等、重要性を考慮して注記の記載を省略する手当、または対象となる取引が売上高(もしくは収益)の総額の一定割合以下に留まる場合に、重要性を考慮して注記を行わない設例を設ける等の手当を検討いただきたい。

なお、銀行は、主にIFRS第15号の適用対象外となる金融商品を取り扱っていること、かつ、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの不確実性等が生じる可能性が高いと考えられる金融商品以外の業務をほとんど取扱っていないことを踏まえると、IFRS第15号の開示対象となる取引に重要性はないものと考えられる。

以 上

---

<sup>3</sup>企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」第16項  
資産除去債務の会計処理に関連して、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。